

# 業務委託契約書（案）

件名 福島工業高等専門学校学寮給食業務委託、学生食堂業務委託  
及び売店業務委託一式

委託者独立行政法人国立高等専門学校機構福島工業高等専門学校契約担当役事務部長 飯田  
恭市と受託者 との間において、上記の業務（以下「業務」という。）  
について上記の業務委託費で次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこ  
れを履行するものとする。

- 第1条 受託者は、別冊仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- 第2条 契約期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 第3条 受託者は、学寮給食に関しては給食費として、委託者の承認する金額を毎月寮生から徴収することができる。
- 第4条 業務に要した電気料、水道料、電話料及びガス料等は、受託者の負担とする。
- 第5条 委託者は、業務に必要な施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）として、別冊仕様書のものを無償貸し付けし、受託者に使用させるものとする。
- 第6条 受託者は、善良なる管理者としての注意を払って施設等を使用しなければならない。  
2 施設等の維持保全のため必要とする経費は委託者の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。
- 第7条 受託者は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 受託者は、施設等を業務以外に使用又は第三者に貸与してはならない。  
2 受託者は、自己の負担において、施設等の修繕又は模様替等をしようとするときは、委託者の承認を得なければならない。
- 第9条 受託者は、本契約による学寮給食業務、学生食堂業務、売店業務、を第三者に実施させてはならない。
- 第10条 受託者は、その責に帰すべき事由により喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えた時は、被害者に対しその損害を賠償するものとする。
- 第11条 受託者は、地震災害等に備え、非常食を確保しておかななければならない。
- 第12条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しなかったとき又は、正当な理由なく本校の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。
- 第13条 委託者又は受託者が、自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。
- 第14条 受託者は、契約期間が満了したとき又は13条の規定により本契約が解除されたときは施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 第15条 契約保証金は免除とする。
- 第16条 受託者は委託者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。
- 第17条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。
- 第18条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、福島工業高等専門学校所在地を管轄区域とする福島地方裁判所とする。
- 第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者及び受託者は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

委託者 福島県いわき市平上荒川字長尾30  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
福島工業高等専門学校  
契約担当役事務部長 飯田 恭市 印

受託者 (住所)  
(氏名) 印